

平成19年第4回土別市議会定例会会議録(第4号)

平成19年12月12日(水曜日)

午前10時00分開議

午後 2時04分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(20名)

副議長	1番	山居忠彰君	3番	伊藤隆雄君
	4番	井上久嗣君	5番	丹正臣君
	6番	粥川章君	7番	小池浩美君
	8番	柿崎由美子君	9番	平野洋一君
	10番	足利光治君	11番	遠山昭二君
	12番	岡崎治夫君	14番	山田道行君
	15番	田宮正秋君	16番	斉藤昇君
	17番	池田亨君	18番	牧野勇司君
	19番	菅原清一郎君	20番	中村稔君
	21番	神田壽昭君	議長	22番 岡田久俊君

欠席議員(1名)

13番 谷口隆徳君

出席説明員

市長	田苅子進君	副市長	相山愼二君
副市長	瀧上敬司君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	吉田博行君
市民部長	安川登志男君	保健福祉部長	宮沢勝己君
経済部長	佐々木幸二君	建設水道部長	遠藤恵男君
朝日総合支所長	城守正廣君	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課 長	石川誠君

財政課長 三好信之君

市立病院院長 藤森和明君

教育委員會長 佐々木正雄君

教育委員會長 朝日保君

教育委員會長
教育部 佐々木文和君

農業委員會長
會長職務代理者 平進君

農業委員會長
事務局 伊藤暁君

監査委員 三原紘隆君

監査委員
委員長 佐藤準一君

事務局出席者

議事事務局局長 辻本幸慈君

議事事務局局長 藤田功君

議事事務局幹事 近藤康弘君

議事事務局幹事 浅利知充君

議事事務局幹事
議事課 中井聖子君

(午前10時00分開議)

副議長(山居忠彰君) ただいまの出席議員は19名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

副議長(山居忠彰君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席及び遅参についてであります。13番 谷口隆徳議員から欠席、22番 岡田久俊議長から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

副議長(山居忠彰君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

19番 菅原清一郎議員。

19番(菅原清一郎君)(登壇) 平成19年第4回定例会に当たりまして、通告に従い一般質問をいたします。

最初に、本庁舎の改築問題についてであります。

昭和39年12月に完成され、築後43年が経過している今日まで、大規模的な改修もなく市民のシンボルとして利用されてきているのでありますが、建物自体が古く、夏は暑く、冬はすき間風が入り、とても暑くて、そして寒い庁舎であります。財政上の問題点から改修のめどさえ立たない状況下であります。今の状況は庁舎内で仕事をするものからいうと、環境的には非常に悪い状態であると思います。現在策定中の建設計画においても、事業計画で盛り込まれてはいるものの、その建設年次は後期の平成25年度以降となっております。優先順位からして、市民の懸案事項が優先するのは当然ではありますが、このような庁舎では作業場として能率的ではないと思いますし、昨今はIT化が急速に進み、各自がパソコンを活用しての毎日であります。一日も早い市庁舎の大規模改修ではなく全面改築をするべきだと思います。

庁舎改革は総合計画にはのせてはいるものの、建築は最後の最後になるか、最悪、次の世代への先送りをしての問題となるような気がしてなりません。建設計画の大規模改修の予算からしても、できないけれども計画にはのせているだけと感じております。財源措置の予定と、でき得るならば候補予定地などをお聞かせ願いたいのですが、いかがでしょうか。

夏は西日の暑さで逃げ回る場所もなく、冬には窓枠にガムテープを張って寒風をしのいでおりますし、暖房器具等に至っては最近は目にすることがないような古いタイプの設備で、温度調節が難しいなどなど、取り上げたら切りがないほどであります。職員に最高の環境を与えて、市民サービスに精進していただくためにも、いずれかの時期には改築しなければならないのであります。この話題が出るたびに財政上無理だからではなく、そして先送りすることなく建築

年次を定めて取り組むことができないでしょうか。市役所は土別市のシンボルとして市民に慕われ、更に職員にも快適な職場の提供をすべきだと思いますが、改めてこの機会に御見解をお伺いしたいと思います。

次の質問になりますが、朝日地区の通学路の安全対策についてであります。

朝日地区は、糸魚小学校の新築にあわせて2カ年の事業によって、南大通り道路の歩道幅員の拡幅整備によって真新しい歩道ができたことは、大変喜ばしい限りであります。しかしながら、街路灯といいますが、朝日地区は防犯灯になっているはずですが、明るさがかなり不足していて、大変に暗いのが気がかりであります。朝日中学校の通学路は道道士別滝ノ上線沿いがありますから、商店や住宅の明かり等があって、十分ではなくても安心なのでありますが、新設の裏通りには住宅も少ないですし、人通りも極端に少ないことから、子供たちの安全確保の意味からも、早急に歩道の明るさ確保のためにも防犯灯の増設をしてほしいのですが、いかがでしょうか。また、照明器具の交換や電球の交換でもってでき得る箇所もあることから、早急な対策はとれないでしょうか。

そして、この機会に、教育委員会では市内の各学校の通学路についての危険箇所などの把握はされているとは思いますが、街路灯や防犯灯などの明るさ対策についての調査はされているのでしょうか。いま一度通学路の安全対策上からも確認させていただきたいと思います。

市内各学校の通学路は延長も相当あり、整備するにも多額の予算措置が必要になってくることから、厳しいとは思いますが、貴重なかけがえのない土別市の将来を担う子供たちのためにも、通学路の安全対策を強くお願いいたしまして、私の質問といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 菅原議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から市庁舎の改築について答弁をいたしまして、通学路等の街路灯の増設につきましても、教育委員会の方から答弁をしていただきます。

本庁舎は、昭和39年に建設をしてから43年が経過をいたしました。この間、施設設備の老朽化などから改修補修工事を随時行ってきたところであります。主な改修工事としましては、昭和60年に南側と東側の壁面改修及び屋上防水の実施を初め、平成5年には北側の壁面改修に合わせて窓サッシ取りかえを行うとともに、庁内エレベーターを設置いたしましたところであります。また、平成8年に暖房ボイラーの更新や1階床下の暖房配管の取りかえ、平成11年には一部南側の外壁補修などを行っております。

しかしながら、建物全体の抜本的な改修を行っていないことから、老朽化の進行もあり、断熱性、気密性や暖房効率も悪く、更には今日的な灯油価格の高騰の影響から、室温管理の徹底を図っていることにより、以前より庁舎内、温度は低くなっております。

そこで、お話しのように一日も早く大規模改修はできないのか、全面改修すべきとの御提言でありましたが、本庁舎の改築となりますと膨大な財政負担を要することや、耐震構造などへの改修により、今後とも十分活用が可能であることから、今定例会の最終日に提案予定をいた

しております土別市総合計画の中では、改築ではなくて庁舎の大規模改修事業として位置づけをしているところであります。本計画では平成26年度から平成29年度までの4カ年事業で、総事業費は約7億円を予定しており、財源措置としては合併特例債の活用を検討してまいりたいと考えております。

申し上げるまでもなく、昨年5月に行財政改革大綱並びに財政健全化計画を策定をして、従来の手法による経費の削減や事務事業の見直しのみならず、行財政運営を根本から見直しをすることとし、確固たる財政基盤のもとで市政の持続的発展実現のため、抜本的改革の緒についたところであります。

こうしたことから、財政状況が厳しさを増す中、庁舎改修の前に取り組まなければならない多種多様な行政課題が山積をしておりますので、本格的な改修までの間、当面は必要な補修、改修を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げます、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 佐々木教育部長。

教育部長（佐々木文和君）（登壇） 私からは、通学路などの街路灯についてのお尋ねにお答えを申し上げます。

これまで各学校では、防犯対策と安全対策の観点から、児童・生徒や保護者に危険な箇所を周知し、登下校などに役立てていただくため、保護者等の協力を得て安全マップなどを作成いたしました。安全マップ作成後につきましても、危険箇所について保護者から連絡をいただいているほか、学校及びPTAの方々が通学路を歩き、危険箇所と思われるところについて職員会議で確認し、児童・生徒にも注意を呼びかけるなどの取り組みを行うとともに、防犯灯の設置や除排雪などにつきましても、関係する自治会や機関に対しまして、その改善の要請を行ってきているところでございます。

そこでまず、朝日地区の通学路に係る防犯灯についてのお尋ねであります。来年1月に移転します系魚小学校につきましては、新たな通学路が設定されますことから、今後、学校と十分に連携を図り、危険な箇所の把握とその改善に努めていかなければならないと考えておりますが、防犯灯の設置や照明器具の交換は、設置費や電気料等の負担の問題も生じてくることから、地域の方々を含め関係部局とも協議し、通学路の安全性の確保に努めてまいり所存でございます。

次に、街路灯や防犯灯の明るさ対策の調査について、各学校ではそれぞれに通学路を設定しておりますが、保護者等からはその通学路の一部で暗い箇所があり、改善が図れないかとの要望が学校に寄せられていることについて、教育委員会も把握しているところでございます。教育委員会といたしましては、次代を担う子供たちの安全確保は大変重要なことと考えておりますことから、今後におきましても通学路の状況を確認しながら子供の安全・安心を守るために、学校との一層の連携を図り、また地域の方々の御協力をいただき、児童・生徒の登下校時の安全確保対策に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上をもちまして、御答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 8番 柿崎由美子議員。

8番（柿崎由美子君）（登壇） 平成19年第4回定例会におきまして、通告どおり一般質問を行います。

初めに、高齢者等にやさしい住環境についてお伺いします。公営住宅建設についてです。

まず初めに、これからの公営住宅建設計画をお聞かせください。

現在、進行中の北部団地の老朽化による建てかえも順次進みまして、公営住宅の環境も整いつつありますが、北部団地建てかえ終了後、次の公営住宅建設の予定地と戸数をお伺いいたします。

これから建設される公営住宅につきましては、急速に進む少子高齢化を考慮し、バリアフリーなど市民の要望を十分に取り入れられるものが建設されると思います。特に高齢者や障害者がより快適に、そして安全で安心して暮らせるということが求められていると思われまます。そこで、現在の市内の公営住宅の全体の戸数と入居者の高齢化率をお聞かせください。

将来的に新築または改築の公営住宅につきましては、今後急激な高齢化社会を迎えることや地球環境の保護という観点から、エネルギーの効率的な利用と廃棄物の削減が大きな課題になると考えられます。そこで、これらへの対応策として、ディスポーザー導入を視野に入れた高齢者や障害者に優しい公営住宅建設の計画を立てられるようお尋ねいたします。

ディスポーザーとは、台所などから出される生ごみを粉碎して水道水とともに排水管に投入する装置のことで、1927年にアメリカで発明され、現在約50%の普及率で、社会的に関心が高まってきています。ディスポーザーと下水道の組み合わせにより、生ごみと汚水を一体的に下水道管渠で収集し、下水道処理場で処理をして、更に有効活用するという方法です。

実は、過日、新機構情報という機関紙に載っていたディスポーザーの記事が目がとまりまして、これが非常に興味を引く記事でした。それは、道北の歌登町がディスポーザーを導入していることが詳しく紹介されてあったのです。数日後に早速訪ねてみました。国土交通省、北海道、そして歌登町は、平成12年から4年間、下水道でのディスポーザーの利用について共同で社会実験を開始いたしました。社会実験は町営住宅300戸にディスポーザーを設置して行い、影響調査としては排水設備への影響、下水道施設への影響、ごみ処理施設への影響、住民生活への影響、環境への影響、経済への影響までと総合的に評価しようとしたものです。ディスポーザー導入によりまして歌登町での実施の結果から、1つ、高齢化社会、高層住宅などのごみの軽量化、減量化によるごみ出し労働の軽減、1つ、屋内にごみをためないことによる悪臭の防止、衛生面の向上、1つは積雪地帯での冬期ごみ出し、収集作業の軽減、1つ、鳥獣被害、悪臭発生の軽減から生活の利便性、快適性、1つ、ごみ収集量回数減少により行政コストの削減、1つ、生ごみと汚水の一体的な効率的処理などが挙げられています。現在、歌登町では一般家庭からも設置希望があり、順調に機能しているとのことでした。

道内では雨竜町、奈井江町、滝川市の一部で導入をしております。今後の公営住宅建てかえ

の機には、ぜひディスプレイ導入を視野に入れた計画を立てられることを心から強く望んでいます。お考えをお聞かせください。

次に、食の安全についてお尋ねします。

今年は苫小牧市のミートホープ社の牛肉偽装の発覚に始まり、石屋製菓、赤福、秋田の比内地鶏、船場吉兆など、最も名の知られた歴史ある老舗の偽装や不正事件が全国で発生し、テレビではおわびばかりの映像が続いた年でした。表示を信じて安心して口にしていた私たち消費者にとりまして、突然の裏切りに大きな憤りを感じています。長年、食の安全ということが叫ばれているにもかかわらず、平気で国民を裏切る行為に、安全なものはどこにも、一つもないと不安ばかりが広がります。食品を購入する場合は表示だけが頼りでした。今まで表示に偽りがあるということは疑ってもみないことでした。

そこで、JAS法についてその内容を具体的にお聞かせください。一連の事件から利益優先の業者の不正、そこにかかわる中間業者の責任、ミートホープ社や石屋製菓には北海道ブランドを大きく傷つけた行為などが本当に許すことができません。JAS法の不備や監視体制の甘さ、罰則の甘さなど問題は多くあると思いますが、国や道ではこのような不正や違反に対してどのように対処しているのでしょうか。

また、今年発生した偽装、不正事件で本市が影響を受けたものはあったのでしょうか。

私たちは食料自給率200%と言われる北海道に住みながら、輸入食品の問題、日豪EPAの問題、食品添加物の問題、残留農薬の問題とまだまだ多くの不安の中で暮らしています。BSEにつきましては、発症の原因がわからないまま、国からはBSE検査を打ち切るという方針が出て、ここにもまた生産者にも消費者にも大きな不安を残すことになりました。食の問題は命にかかわることですから、本市におきましても市民の命と健康を守ることと市民が安全で安心な生活ができるようにという政策を行政は推し進めていくべきだと思います。どうぞお考えをお聞かせください。

次に、パスポート交付事務についてお伺いします。

近年、外国へ行くことも珍しくなくなり、新千歳空港から外国へ飛ぶ飛行機の便も増えて、留学や旅行や出張などで外国へ行く人が多くなりました。外国に行くのにはどうしてもパスポートが必要です。パスポートの交付につきましては、今までは旭川の上川支庁へ行かなければ取得できませんでした。今では条例による事務処理の特例制度による道から市町村への移譲権限でパスポートの交付が市町村で行うことができるようになりました。

そこでお伺いしますが、パスポート交付事務が市町村に移されることにより、18年度は試行期間とされましたが、道からの旅券権限移譲市町村はどこだったのでしょうか。それから、試行期間後に交付事務を開始した市町村はどこでしょうか。それから、上川管内ではパスポート交付事務を行っている市町村はあるのでしょうか。士別市民が上川支庁でパスポートの申請をした状況を平成16年からの件数でお聞かせください。

わざわざ旭川まで出向かなくても地元でパスポートの申請ができるということは、非常に便

利で市民が最も望んでいることです。市民の利便性を図り、パスポート交付事務の窓口を市役所に開設することを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 柿崎議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から食の安全について御答弁を申し上げ、高齢者等にやさしい住環境並びにパスポート交付事務につきましては、それぞれ担当部長の方から御答弁を申し上げます。

お話しにありました偽装表示事件につきましては、牛肉偽装表示事件以降、消費期限、賞味期限の偽装事件が連続して発生しておりまして、食の安全に対する不安が広がっているところでもあります。

そこで、お尋ねのございましたＪＡＳ法についてであります。消費者の食品の品質及び安全性や健康に対する関心の高まり、食品の多様化等に対応して食品の表示制度を充実強化する観点から、平成11年に改正され、一般消費者向けに販売されているすべての一般飲食品のうち、生鮮食品については平成12年7月から原産地等の表示が、加工食品については平成13年4月から原材料名などの表示が義務づけられております。ＪＡＳ法の表示は、生産、流通、消費をつなぐ信頼のあかしであり、消費者は店頭で価格だけではなく産地や賞味期限などの表示を頼りに農産物を購入しております。食品などの品質表示の基準を定めたＪＡＳ法の表示については、農林水産大臣は格付機関、認定機関や認定製造業者などに対し、必要な報告を求めたり、検査をすることになっており、不適切なＪＡＳ規格や表示規定に違反した表示に対しては、その除去や抹消などを命じることになっており、これらに違反した場合には、それぞれ罰金などの罰則が規定されているところでありまして、製造業者に対する指導などは国の責任において行われているところであります。

北海道におきましては、食品の衛生管理につきまして、毎年度策定されております食品衛生監視指導計画に基づき、食品関係施設の立入検査や食品等の検査を実施する一方、道民の方々から寄せられた情報についても必要に応じて保健所による立入検査などが行われております。

また、市では消費者協会に委託をし、年2回、量目試売調査を行っておりますが、この結果につきましては、各対象店に報告をし、適正な量目での販売を行うようお願いをしているところであります。

そこで、土別の実態につきましては、平成16年4月から19年6月の学校給食センターの食材仕入先に道内大手食肉加工製造卸会社であるミートホープ社の牛肉入りのカレーコロッケが納入されており、2回給食として出されていたこと、また三重県の和菓子の老舗メーカー赤福が製造している赤福もちの原料であるもち米は名産、小豆は土別産が使用されていたことが新聞報道されていたところでもありまして、土別の小豆が高く評価され、老舗で使われ喜んでおられた生産者の方々の気持ちを考えると、大変これは遺憾なことと思っております。

食の問題は、柿崎議員のお話しにありましたように、食は命を支える源であり、市民が安心して食生活を送るためには極めて重要なことと私も認識しております。農業を基幹産業とする

本市におきましては、安全で安心な良質の農畜産物の安定的生産と供給が大切であり、消費者の食品の安全性に対する高い関心にこたえることも同時に必要であり、生産者、事業者、消費者の相互の連携も大切であります。生産者の顔が見える安全で安心な地元産の農産物を消費者に提供されておりますので、消費者としては安易に安さに走らず、安全な食品を適正な価格で購入する知識と能力を身につけることも大切なことと考えます。これらの偽装事件により出荷量に影響の出ないように、またまじめに安全で安心な農作物の生産に取り組んでいる土別の生産者の方々が報われるように、これらの偽装事件の再発防止に向けた注意喚起や指導が適切に行われ、消費者の食に対する信頼が回復されることを期待しているものであります。

また、牛のBSE検査についてであります。国は20カ月以下の検査を来年7月をもって打ち切る方針を示しました。本市といたしましても肉牛の生産農家はもとより、繁殖を行う酪農家も含め、消費の停滞などによって販売価格へと影響することも憂慮されることから、この対策に向けて情報収集に当たっていたところであります。こうした中で、関係農業団体からの継続検査への要望や、さきに道が実施した道内各地での意見交換会でも継続への要請が7割に達したことなどから、先般の道議会におきまして、国が検査の補助を中止したとしても道産牛肉に対する信頼と期待にこたえるため、道独自で全頭検査を継続することが表明されましたことから、まずは安堵しているところでもあります。

食の安全、安心が強く求められる中で、継続した検査の実施のもとに、今後も国段階におきまして、BSEの早期撲滅のため感染原因の究明等適切な処置がなされ、安全な食料を安定的に供給する畜産物の生産体制の確立を強く願うものであります。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君）（登壇） パスポート交付事務につきましては、私から御答弁申し上げます。

パスポートの交付事務につきましては、平成16年6月に旅券法の一部が改正され、都道府県が処理することとされている事務について、市町村への再委託が可能となったものであります。再委託を受けますと当該市町村に住民登録をしている方だけが申請できる制度であります。

最初に、試行期間である平成18年度及びその後、交付事務を開始した市町村についてのお尋ねでございますが、平成18年度は砂川市のほか5つの市町が、平成19年度では11月末現在で稚内市のほか12の市町がパスポート事務の再委託を受けたところであります。

次に、管内の状況であります。委託を受けた市町村は上川管内では旭川市のみであります。

次に、土別市民のパスポートの申請状況につきましては、暦年で平成16年では206件、平成17年では201件、平成18年では248件、平成19年9月末現在では183件という状況であります。

そこで、パスポート交付事務の窓口を市役所に開設するという要望がございました。パスポートの申請及び交付がより身近な市役所で可能になることは市民負担の軽減となり、利便性が大きく向上するところであります。この事務を受託するに当たっては、職員がパスポート審

査事務に熟知するための研修や旅券交付端末機の導入など、受け入れ態勢を整える必要があるため、今後、既に受託した市の整備状況等を調査し、開設に向けて検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 遠藤建設水道部長。

建設水道部長（遠藤恵男君）（登壇） 私から、高齢者などにやさしい住環境についての御質問にお答えいたします。

最初に、市営住宅の建設計画についてであります。現在、整備を行っている北部団地の建設が平成22年度で終了の予定でありますので、引き続き西団地の建てかえを計画しております。この西団地は昭和42年から昭和46年に建設された簡易耐火の平屋建て16棟、64戸でいずれも36年以上が経過し、老朽化が著しく狭隘であることから早急な整備が望まれており、現在のところ、平成23年度から平成25年度に3棟、36戸の現地建てかえを計画しているところであります。

次に、市営住宅全体の戸数と入居者の高齢化率についてであります。本年11月末現在の市営住宅の管理戸数は、朝日地区の特定公共賃貸住宅32戸を除き1,149戸であり、そのうち世帯主が65歳以上の戸数は459戸で高齢化率は約40%となっております。また、入居者全体での高齢化率は約27%となっているところでございます。

次に、高齢者にやさしい市営住宅の建設に向けディスポーザーを導入してはとの御提言がございました。高齢化が進む中、ディスポーザーの導入は市民生活の利便性向上に対するさまざまな効果は十分できるところであります。本市におきましては下水道の管渠内における処理物の滞留や堆積による影響、あるいは終末処理場の負荷の増大等の検証がされていないため、現在のところ、ディスポーザー処理による下水道への直接放流は認められていない状況でありますので、市営住宅への設置については現状では困難であります。今後、調査研究してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 11番 遠山昭二議員。

11番（遠山昭二君）（登壇） 平成19年第4回定例会に当たり、さきに通告いたしました4項目にわたり質問させていただきます。

田苅子市長は、市政のかじ取りに最善の努力を傾注されていることに敬意を申し上げますとともに、今後においても市民の目線から市政の推進を期待するものであります。

まず、第1番目に取り上げたいのは、土別市史の編さん、発行についてであります。土別市史は、昭和44年7月に発行され、この後20年経過した平成元年に新土別市史が編さんされ発行されました。それから19年の歳月が過ぎたわけであり、土別市と朝日町が合併し、新しい土別市が出発しましたが、旧朝日町の町史が現在、編さんされているわけであり、そこで、旧土別市の市史も編さんしてはいかがでしょうか。はい、やりましょうといってもすぐにはできるわけではなく、それ相当の年月を要する課題であります。予算や人も配置しなければなりません。

んが、土別市市史編さん室を設置し、企画立案し、発刊することを提案したいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

第2番目に取り上げたいのは、合宿の里の掲示板についてであります。

2カ所ある掲示板は、主として陸上競技で合宿所に訪れている団体名の掲示が中心となっており、時期が来るとしまわれてしまいます。合宿の里は陸上競技だけに限ったものではなく、その他の多くのスポーツ団体や文化団体などが土別に來られて合宿に励んでいます。土別の陸上に劣らず、朝日町にも平成18年には文化団体を含め217にも及ぶ団体が來られている実績があります。私は、合宿の里であると全国に発信するのであれば、通年にわたり合宿を行っている団体を紹介することがよいのではないかと考えます。本市のまちづくりの大きな柱として、土別市の経済の底上げに効果をもたらす事業であるだけに、陸上もスキーも、球技も文化も、特に各種の全道大会も紹介しながら市民への周知を図ることは大切であると考えます。歓迎看板には、朝日に来ている団体も含め、1年を通じて紹介していくことが大切であると思いますが、見解をお伺いいたします。

第3番目に取り上げたい課題であります。土別市の観光要素の再発見と内容の検討についてであります。北海道観光マスター検定の公式テストによりますと、北海道の観光圏の1つである道北圏の天塩川流域では、岩尾内ダムと天塩岳が主として取り上げられて、地域の拠点都市としての土別市は、「羊と雲の丘」の1行のみの紹介であります。一方、隣の町の名寄の場合は、6カ所も取り上げられており、かなりの紹介がされています。ここで今、土別市が熱心に取り組んでいるサフォークランド土別という名所は見当たらないわけであります。最近サフォークに関する御当地メニューの開発や特産品開発による企業振興に市民一体となって行動を起こしていることではあります。観光要素としての認知度はまだ低いと言わざるを得ません。交流人口の増加という点で、合宿の里もサフォークランド土別も自動車と試験研究のまちも、いわゆる土別市の3本柱は大きな意義を持つと思いますが、特にサフォークランド土別は観光要素の高い分野であって、本市の顔と言える取り組みであり、大いにPRされなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

土別といえばサフォークというイメージが定着している中で、さきに申し上げた観光マスターのテキストに掲載されていないことについて、極めて残念なことと思いますが、いかがでしょうか。

さて、サフォークランドに限らず土別にはまだまだいろいろな資源があると思います。土別市再発見の旅など実施されていますが、いま一度、土別市の観光要素は何かを考え、それを発掘し、組み立てし、そしてその魅力を内外にPRし、まちづくりの3本柱に続く交流のかなめとすることが課題と思いますが、お考えをお伺いします。

最後に、指定管理者制度も含め民間委託についてお伺いします。

土別市の財政事情につきましては、大変厳しい状況にあることから、財政健全化計画を策定し対応しているところでありますが、実質公債費比率を見ますと平成17年度決算では16.6%、

18年度決算では17.2%増加傾向となっております。財政が厳しいことについては、他の多くの自治体も同様であり、さまざまな見直しを行う財政の立て直しを図っています。こうした中で、平成15年に地方自治法の一部改正がなされ、指定管理者制度が導入されました。土別においても条例の整備が図られ、後、平成18年4月からスポーツ合宿センター、サイクリングターミナルなど、11の施設について指定管理者制度に管理運営がなされました。上川北部の特別養護老人ホームの運営につきましては、設立当時から運営が民間であった朝日地区の美土里ハイツがありますが、自治体直営の施設運営から民間の運営と変わってきています。美深町の特別養護老人ホームが平成19年度より民間委託となりました。財政難から直営堅持から民間委託の方向へ計画を練り直す時期に来ていると考えますが、土別市のコスモス苑についても指定管理者制度の導入を含め民間の活用についてどのようにお考えかお伺いいたします。

また、今後においても指定管理者制度を導入しようとしている施設があるか、お伺いいたします。

更に、そろそろごみ処理についても収集業務の全面委託を含め民間委託について検討する時期に来ているのではないのでしょうか。委託の体制づくりの整備や人材育成を進めてはいかがでしょうか。他に民間委託をしようとする施設があるかも含めてお考えをお伺いいたします。

以上、前向きな答弁を御期待申し上げ、私の質問といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 田菟子市長。

市長（田菟子 進君）（登壇） 遠山議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から土別市史編さんについて御答弁を申し上げ、合宿の里表示看板の設置と今後の掲示、観光の要素の再検討、指定管理者制度につきましては、それぞれ本庁担当副市長並びに経済部長、そして教育委員会の方からそれぞれ御答弁を申し上げることにいたします。

初めに、合併前の土別市に当たりましては、土別市史として昭和44年7月に開基70周年、市制施行15周年の記念事業として開拓発展の礎となった屯田兵に対する史実を初めとして、昭和の合併前の1町3村の様子や教育、農林業、商業や建設業等の分野について記載した市史が発刊されたところであります。更に20年後の平成元年7月には、開基90周年、市制施行35周年の記念事業として、この市史の続刊として市民から寄せられました自分史を取り入れた新土別市史が刊行されたところであります。

一方、合併前の朝日町におきましては、昭和56年11月、開町30周年の記念として御料林の開放、入植による町の開基から岩尾内ダムの建設や商工業等の様子につきまして記載をした朝日町史が刊行され、議員のお話しにもありましたとおり現在、平成20年6月の続編の刊行に向け、町史編さん作業が進められているところであります。町史続編の発刊については、前回の町史を刊行してから25年の年月が経過していることに加えて、一昨年の合併によって自治体としての朝日町の名称が失われることなどから、これまでの町政の沿革や町の歩みを正確に記録をし、後世に伝えるために企画されたものでありまして、合併協議において取りまとめた新市建設計画に位置づけられた事業でもあります。

そこで、お尋ねのありました合併前の土別市に限った市史の刊行についてであります。新土別市史を刊行してから20年が経過いたしますものの、この間の産業構造の変遷、教育、文化等の史実の蓄積を市史として編さんするには、今しばらく期間を有した方が内容の充実を含め効果的な市史発刊に結びつくものと考えますので、来るべき市史続編の発刊の際は、旧土別市、旧朝日町を分け隔てることなく、市民の皆さんの参画を得ながら新市誕生の歩みも含めた市史として刊行することが、私が日ごろから申しております融和と一体感のあるまちづくりにとりましても、より有意義なことであると考えますことから、近々の旧土別市史続編の発刊は現在のところ予定をいたしていないところであります。

また、議員の御提案のありました実際に市史を発刊することになりますと、多くの年月、費用、これに携わる職員等を要しますだけに、その編さん体制につきましては、十分に考慮して当たるべきものと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君）（登壇） 私からは、指定管理者制度の導入にかかわっての御質問にお答えを申し上げます。

この指定管理者制度は、従来地方自治体や公共団体及び第三セクターなど、自治体の出資法人などに限られていた公の施設の管理委託を民間事業者にも開放することを可能とし、かつ管理主体の管理運営などに対する権限を拡大することによりまして、自治体における財政支出の効率化と住民サービスの向上を図ることを目的に、平成15年9月に地方自治法の改正によって新たに創設された制度でございます。この改正に伴い、本市においても従来管理委託を行っていた勤労者センターや総合福祉センターなど11の施設を昨年4月から指定管理者制度に移行いたしましたところであります。

そこで、今後において新たな導入を検討している施設があるのかとお尋ねでございます。法制度上、指定管理者制度に移行が可能な公の施設は、スポーツ、文化施設を初め、産業関連や福祉施設など、120の施設を数えますが、この制度の導入の適期に当たっては、まずは何よりも施設の設置目的に立ち返り、現状の管理運営の実態について総合的な視点に立って検証を加えた上で、最も望ましい管理形態を選択する必要があるものと考えております。

このようなことから、昨年5月に策定した行財政改革大綱実施計画におきまして、公共施設の管理の見直しや再編、指定管理者制度の活用を初め業務の民間委託の推進について、全庁的に検討を進めることといたしましたところであります。とりわけ、民間が有する能力やノウハウを積極的に活用することで、より効率的で効果的に公共サービスが提供されることや、質の向上につながるものが何よりも重要でありますだけに、今日、自治体が置かれている厳しい財政環境にあっては、こうした民間活力の活用が求められている状況にもあります。これら活用の前提としては、まずは行政と民間との役割分担を見きわめる中で、対象となる施設や業務を適切に選定し、その効果が十分発揮されるような環境を整える必要があります。

こうしたことから、公共サービスの外部委託の範囲やその効果、更には委託先の選定方法など、具体的な考え方について整理をいたす外部委託推進に関する指針を本年度中に策定することといたしておりますので、これをもとにして各施設の指定管理者制度の導入や民間委託について早急に検討を進め、可能なものから取り組んでまいりたいと考えております。

次に、コスモス苑の指定管理者制度導入のお尋ねがございました。

特別養護老人ホーム土別コスモス苑は、平成6年4月に開設をいたしました。当時、その運営形態につきましては、民間での運営とするのか、直営とするのかで議会を初め多くの市民の御議論をいただく中で、結果として直営を選択し今日に至っているところであります。しかし、議員のお話にもございましたが、特別養護老人ホームの運営につきましては、近年、自治体運営から民間などに移行しつつあります。上川北部地域の状況で申し上げますと、現在、特別養護老人ホームは9施設ありまして、うち民間が開設運営するものが朝日美土里ハイツなど2施設、自治体が開設し指定管理者などで民間が運営するものが美深特別養護老人ホームなど3施設、自治体が開設運営するものが本市のコスモス苑など4施設となっており、このうち2施設につきましては、明年4月からの指定管理者導入に向けて検討がされているようでございます。

こうした中にありまして、コスモス苑につきましてもこれまでショートステイやデイサービスを併設し、平成12年4月には介護保険法による介護老人福祉施設として指定も受けながら、御利用いただく皆さんに満足いただけるようなサービスの提供に配慮いたしてまいりました。また、業務の民間委託につきましても、清掃業務や夜間休日管理業務などは既に委託をしておき、平成19年度からは新たに土別桜丘荘とも連携し、土別市デイサービスセンター送迎バスの運転業務についても委託するなど、効率的な運営にも心がけてきているところであります。

そこで、コスモス苑の指定管理者制度導入でありますけれども、開設以来13年が経過し、社会情勢が大きく変化してきておりますことや、厳しい財政状況の中にあきましては、今後、指定管理者制度導入といったことも1つの選択肢として考えられるところであります。しかし、仮にこの制度を導入するとなりますと、職員の処遇が大きな課題となりますし、更には土別桜丘荘の運営形態との整合性、指定管理者の候補となる団体の状況などといった諸課題も含め、早急な対応となりますと非常に困難性があるのも事実でございます。したがって、現時点におきましては、指定管理者制度の導入は今後の課題の1つとしてとらえ、まずは現状の直営による運営形態を維持しつつ、今後とも各種業務の点検を行いながら民間委託の可能性のあるものについては随時検討を進めるなど、一層の効率的な施設運営に努めるとともに、常に御利用いただく皆さんの安心・安全を第一に考え、安定したサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、ごみ収集業務の全面委託を含めて民間委託について検討する時期に来ているのではとのお尋ねがございました。

本市のごみ処理における収集運搬業務の民間委託につきましては、現在、朝日地区におきま

しては既に全面委託を実施しており、土別地区においては出張所地区及び農村地区の収集委託を行っております。更に容器リサイクル法の施行に伴って、全地区の紙類の収集委託など逐次民間委託を進めてきているところであります。

そこで、収集業務の全面委託を含め民間委託につきましては、市民サービスに的確に対応し、市民の負託にこたえるために民間の実施が効果的、効率的な業務執行できるものは民間に任せるということを基本に民間委託、民間活力を検討し推進していかねばならないものと考えております。

また、委託の体制づくりの整備や人材育成を進めてはとの御提言がございましたけれども、特に最終処分場の管理運営については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定する一般廃棄物処理施設技術管理者を置かなければならないことから、これら維持管理に関する専門的な知識や技術を持つ体制づくりや人材の育成については、仮に委託をするとするならば委託先において条件整備されるものと認識をいたしております。更にごみ処理における民間委託につきましては、公益性、経済性を初めさまざまな観点から検討する必要がありますので、今後慎重に対応してまいりたいと考えておりますし、民間委託の実施に当たりましては、何よりも行政サービスが低下することがあってはならないわけでありまして、これら対応については直営もしくは民間委託というそれらの選択については、十分にそういった面を配慮、検討しながら進めていく必要があると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げまして御答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私から、本市の観光要素の再発見についてお答えいたします。

本市のサフォークランド土別を核とする観光の取り組みにつきましては、観光牧場、世界の綿羊館などの観光施設を初めとし、サフォークにちなんだ全国ニット大賞等の各種イベントや体験型観光事業、更には羊肉の振興に加え、ニット製品やキャラクター商品の開発販売など、官民一体となった協働の取り組みとして推進いたしてきたところでございます。

そこで、本市の顔とも言うべきサフォークランド土別の取り組みについて大いにPRすべきとのことでありますが、本市観光のPRにつきましては、一過性のものとしてではなく継続しての取り組みが何よりも大切であり、更には観光客等にとって魅力のある四季折々の食やイベント等、地域の特性をしっかりと情報発信することで効果が着実にあらわれてくるものと考えております。

こうした考えのもとに、サフォークランド土別の取り組みにつきましては、観光パンフレットやホームページ、テレビ、ラジオ、更には新聞、観光情報誌などあらゆる宣伝媒体をフルに活用し、この情報提供に努めてきたところであります。更にこうした啓発物等の媒体だけではなくさっぽろ市土別ふるさと会、東京土別ゆかりの会、更には土別ふるさと大使などの方々に対し、さまざまな観光等の情報提供を行うことにより、人と人との交流が活発化することで本

市の情報が次々に広がっていくものと考えております。

また、羊肉ブームを契機としてのサフォークランド土別プロジェクトにおける取り組みといたしまして、特に平成18年と19年に土別産羊肉が札幌のフレンチレストラン、ミクニサッポロや全日空ホテルの「北海道いただきますフェア」において羊肉料理の高級食材として使用され、シェフや利用客の方々から大変高い評価をいただくとともに、この取り組みがテレビ放映や直接利用者へのダイレクトメールなどで道内外に広くPRが図られたところでございます。更に本市でしか食べることのできないサフォークオリジナル料理と新たな特産品として商品開発いたしましたレトルトスープカレーが、数回テレビや新聞などのメディアに取り上げられるとともに、特に本年10月25日と26日の両日にわたり、本市において全国各地からめん羊の生産振興にかかわる多くの方の参加のもと、日本めん羊研究会全国大会が開催され、この中でサフォークランド土別プロジェクトの活動報告や羊の展示会が催され、この大会を通して、より一層羊によるまちづくりを全国に発信できたものと考えているところでございます。

そこで、お話のありました北海道観光マスターのテキストに、サフォークランド土別の名称などが掲載されていないということについてであります。観光マスターの検定はホスピタリティー運動の向上を目的に、道内の地理、歴史、文化、更には観光資源などについて幅広い知識を有し、北海道観光の案内役としての人材養成のため、平成18年に北海道商工会議所連合会において創設された制度であります。このテキストの作成に当たって、道内の大学や研究所等の観光の専門家が独自に調査をし、それを最終的に集約、編集し作成したしております。このようなことから、この検定テキストに本市のサフォークランド土別の名称が掲載されていないということだけをとらえて、本市観光のPRがおろそかになっているとの判断には至らないものと考えております。

ただ、観光マスターは、ただいま申し上げましたように道内各地の観光地を紹介するという役割を担っておりますことから、この取り組みを通じ、本市の情報が発信できるようPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、サフォークランド土別だけに限らず新たな観光資源を発掘し、それを本市まちづくりの3本の柱に続く交流のかなめとしていくことが課題ではとのお尋ねがございました。

観光は、宿泊費や土産物代といった観光客の直接的な消費のみならず、さまざまな物品の流通に伴い広範な産業に経済波及効果をもたらすとともに、観光客と地域住民との交流を通してまちづくりや地域づくりにも大きな効果があると言われております。このため本市におきましても、観光の地域に与える経済等のもろもろの波及効果を重視し、お話しのとおり新たな観光要素となるような資源、素材の発掘が可能にならないものか、ふだん余り目にするものの少ない市内各地に点在する景勝地や遺跡、名勝、更には農林水産物、地場産業などについて、市民参加のもとにバスツアーによる土別再発見の旅を実施いたしているところであります。この取り組みを通じまして、本市の有する豊かな自然や地場農産物、更には既存の施設などに着目し、できることから始めようとの姿勢のもとに、農村景観を生かした川西の丘のフットパス

コースや学田スキー場跡地の羊と雲の丘につながる自然散策路の整備などを行ってまいりました。また、この川西の丘のフットパスとともに岩尾内湖、世界のめん羊館等の各施設を有効的に活用し、アウトドア、羊毛工芸、農作物収穫体験など、豊富な体験メニューを取りそろえた参加体験型の観光事業を合併後新たに実施いたしたところでもあります。これらの取り組みが参加者の口コミなどによりPRが図られ、市内外からの利用客も増加してきている状況となっております。ただ、サフォークランド土別のようなまちづくりの取り組みにつきましては、市民と行政が一体となつてのまちづくりに対する熱い思いと知恵や工夫を結集し、そして汗を流し、長い時間をかけて構築されていくものと考えるところでございます。

したがいまして、今後の本市観光につきましては、新たな資源の発掘に常に目を向けながら、まずはサフォークランド土別の充実拡大を基本とし、食や農や環境とも連動した、見て、食べて、体験することのできる本市ならではの観光地づくりを推進し、交流人口の拡大に鋭意当たってまいりたいと存じます。

以上、申し上げます。答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 佐々木教育部長。

教育部長（佐々木文和君）（登壇） 私からは、合宿の掲示板についてお答えを申し上げます。

現在、掲示板による合宿チームの紹介は、土別地区で合宿しているスポーツ団体の一部について実施しており、文化団体及び朝日地区において合宿している団体の紹介については行っていません。

掲示板は、市内大通り東5丁目、中央通りの角の空き地と総合体育館前の2カ所に5月から10月までの期間に設置しております。現在の掲示板は、平成16年度に製作したものであり、チーム名を記入した縦45センチから60センチ、横30センチのプレートが15枚まで掲示することができ、チーム名のほか都道府県名及び合宿の期間を記載しております。

そこで、この掲示板にかかわり御提言も含め何点かの御質問がございました。

最初に、陸上競技に限らず文化団体も含め、通年にわたり多数のチームを紹介してはどの御提言がありましたが、本市には合宿に訪れる団体は平成18年度でスポーツ団体が315、文化団体が38団体であり、これをすべて紹介することは難しいものと考えております。さきにも申し上げましたが、掲示板で紹介することができるチーム数には限りがあるため、一応の目安として1週間以上滞在するチームに絞って紹介させていただいております。種目といたしましては、トライアスロンやウエイトリフティング等もありますが、実績からはやはり陸上競技が圧倒的多数となっております。今後におきましても、現掲示板のスペースの中で滞在日数や人員を考慮して、文化団体を含めどのような団体を紹介していくか、検討してまいりたいと考えております。

また、1年を通じた紹介とのことですが、冬場の除雪の問題もありますことから、現在は春から秋までの間に限り実施しており、今後においても通年の紹介は難しいものと考えております。

次に、各種全道大会の紹介を行ってはとの御意見がありました。現在、現掲示板での全道大会の紹介は、スペースの問題があり難しい状況にありますので、市の広報やホームページを活用する中で紹介してまいりたいと考えております。

また、市が主催するハーフマラソンやオリンピックデーラン大会土別大会においては、これまでもポスターや立て看板で宣伝を行ってきましたが、今後は市内の空き地あるいは空き店舗などもありますので、そうしたスペースも活用し、所有者の了解を得る中でポスターや看板を設置するなど、よりPRの向上について検討をしてまいります。

次に、朝日地区の合宿チームの紹介についてであります。夏場については掲示板により紹介を行うほか、冬場においても特に12月には多数のスキーチームが1週間以上の長期合宿を行っていることから、ホームページなどの活用による紹介を行ってまいりたいと思っております。

議員のおっしゃるとおり合宿の里は、本市まちづくりの柱の1つとして位置づけていることから、今後とも対外的には合宿地としての売り込みを図るとともに、市民に向けて関心を持っていただけるよう努めてまいりたいと存じます。

以上をもちまして御答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 18番 牧野勇司議員。

18番（牧野勇司君）（登壇） 2007年第4回定例会に当たり、当面する諸課題について市長の見解をお伺いいたします。

まず、質問の第1点目は、新年度予算編成方針についてであります。

新年度予算については、平成21年4月からの自治体財政健全化法の全面施行を見据え、職員共通の認識に立ち、徹底した経費の節減で最大の事業効果を上げることが基本方針として各部署に指示されております。

そこで、第1に行財政改革についてであります。その原点は職員の意識改革を図り、いかに職場活性化を推進していくのかが重要であります。そのためには職員提言制度を活発化する中で、1課1改善提案を実施し、それぞれの職場で市民サービスの向上を視野に入れた事務改善を具現化し、そしてその評価を真剣に行うべきであると私は考えます。また、最近、職員から世代間、職場間の交流の場が限られており、職員同士の面識がなく、組織運営にマイナスであるとの声が数多く出されております。職場活性化のためには職員間の意思疎通は重要であり、職員の無限の能力を発掘し、それを市政に生かすためにも職場を横断的で、しかも職員の意識改革に結びつくまちづくり討論会などをぜひ定期的で開催すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

また、各公共施設の運営形態も含め、大胆に事務事業を見直し、再構築を図ることを強く求めておきます。

次に、第2に、新年度予定されている主な公共投資について、昨日の池田議員の質問と重複しない範囲でお伺いいたします。

公共事業は、雇用の場の安定拡大も含めて本市経済に与える影響は大きく、市民生活に密着

した事業確保は重要であることから、限られた財源でラブ・バイ士別運動を推進し、より効果の上がる方策について知恵を絞り、検討する必要があると存じます。

そこで、新年度予定されている体験交流工房を初め主な事業は昨日答弁されましたが、その予定事業量はどの程度なのか。また、財務省は来年度も公共事業費3%削減方針を堅持する姿勢であり、道も来年度から4年間、公共事業費を前年度比10%、国の直轄事業負担金5%削減し続ける方針のようであります。厳しい財政状況のもと、公共事業は縮減傾向にありますが、本市における予定事業内容と予算額について、知り得る範囲でお示しください。

次に、第3に、新しい健診制度への対応についてお伺いいたします。

新年度から総合的な健康診断である基本健康診査が法律の改正により生活習慣病の予防を目的として、40歳から74歳のすべての人を対象に特定健康診査、特定保健指導が義務化されることとなります。それに伴い、健診の実施主体が本年度までの老人保健法による市町村から、一部の健診を除き医療保険者である国保や健保組合、共済組合に変わるものであります。これらの制度内容や市の対応策については、本年第3回定例会における小池議員の質問に答弁されておりますが、その後どのように内部協議されているのかお伺いいたします。

そこで、まず第1に、国保加入者の健診実施状況について、平成18年度の健診対象者数と受診者数、受診率をお知らせください。また、国が示している5年後の目標値65%の受診予定者数、そしてその数は現在より何名程度増加するのか。

次に、第2に、平成20年度から24年度までの5カ年間で1期とする特定健診等実施計画の策定まで残すところ3カ月余りですが、この計画は特定健診や保健指導の対象者数、そして実施方法等、目標数値を定め、更に内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームの該当者予備軍の減少率に係る目標を設定するものですが、作業の進捗状況をお知らせください。

次に、第3に、計画策定に向けて医療保険者となる市民部の国保担当、特定保健指導に当たる保健福祉部、健診センターを備える市立病院、各担当者の横断的連携が図られているのかどうか。

次、第4に、各種がん検診、骨粗しょう症検診などは今までどおり市が実施することとなり、特定健診を加えると保健指導の対象者が年々大幅に増加することが予想されるのであります。新年度に保健師1名が採用予定とのことですが、どこの部署に配属されるのか、お聞きいたします。

次に、第5に、新制度では医療保険者に健診保健指導の実施と健診のデータ管理を義務化しております。そこで、健保組合や共済組合等の医療保険者からどの程度の業務委託が予測されるのか。私は、各医療保険者と協議し、業務量に見合う委託料を加味した委託契約により、受診環境を整え、可能最大限業務を受託すべきであると考えます。業務を一元化することにより、市民に対して創意工夫による効果的な保健指導が構築できるのではないかと考えますが、個人情報保護との関連も考慮し、可能性の是非についてお知らせください。

最後、第6に、今申し上げた健診データの一本化と健康手帳についてであります。現在の手

帳が市民にどの程度配布され活用されているのでしょうか。私は保健福祉センターの基盤整備を図り、ここを拠点とした保健・医療・福祉のネットワーク、推進体制の確立は今後のまちづくりに向けて極めて重要であると考えます。これを機会に、市民健康データ、健診データを一本化し、もちろん保健福祉センターでそれを管理し、予防や治療後の後療支援も担えないものなのでしょうか。新年度からの制度改正にあわせ、市民健康手帳などをどのように充実していくのか。また、将来市民一人一人に健康手帳の作成など検討できないか、この際お伺いいたしておきます。

次に、質問の第2点目は、地域活性化施策についてであります。特にラブ・バイ士別運動との関連でお伺いいたします。

そこで、第1に仮称「市民住まいセンター」の設立と支援策についてであります。

昨日も議論がございましたが、近年の公共事業の削減や景気低迷により先行き不透明な底冷えが直撃し、本市の商工業は死活問題に直面しています。特に人口減少による需要の減退も影響し、一般個人住宅の新築件数が減少の一途をたどっております。その中でも営業力のある大手住宅ハウスメーカーなどが本市などにも進出し、宅地を分譲しての住宅建設が増えてきており、地元業者にとっては極めて厳しい状況であります。また、住宅建設には建築内装資材業や雇用の拡大など、関連業種に幅広い波及効果が期待できることは論を待ちません。その大手ハウスメーカーに対抗するためには、地元企業の連携と本市で活躍する技能士の匠みの技を生かした体制づくりは急務であります。

本年3月定例会の予算委員会で、私は、仮称「住まいセンター」を早期に設立し、万全の体制を樹立すべきであると申し上げました。それは先般の決算委員会でも指摘いたしましたが、ラブ・バイ士別運動を率先して推進するためには、職場間の横の連携をより一層緊密にすることが求められます。9割の助成制度がある介護住宅改修事業などは、高齢社会の到来とともにますます需要拡大が予測されるのであります。改修希望者やそれを支援するケアマネジャーが気軽に相談できる窓口の設置は急務です。加えて、地域の住宅情報の提供及び住宅リフォーム、メンテナンスへの支援、またシックハウス対策などの居住環境改善や住環境教育、更に太陽光発電などの自然エネルギーの住宅への導入や外断熱工法による省エネ住宅など、市民が住宅新築や改築の際、建築士などの専門家から助言を得られる専門家のネットワークづくりを備えた仮称「市民住まいセンター」の設立に向けて、商工会議所などと協議すべきであります。

一般的に症状を緩和する対症療法に終わらせず、各企業が一定の力量をつける方策も十分検討する必要があると存じます。本市の財政状況も勘案し、市としても応分の助成策を予算計上し、新年度早々に設立されることを強く提唱いたします。

次に、第2に、商店街店舗改修助成事業の創設についてであります。

市民の憩いの場である商店街が残念ながら疲弊し切っております。空洞化がとまらない中心市街地の再生を目指して、郊外型大型店の出店を大幅に規制するまちづくり3法が改正され施行されました。言うまでもなく中心市街地の役割は経済的側面だけでなく、人と人が出会う

社会的、文化的役割も担っております。今後、行政、商店街、そして市民協働で中心街にどんな未来像を描いていけるのかは重要な課題であります。本市では今日まで商店街活性化や中小企業振興補助などの改修資金への融資や利子補給支援事業は制度化されていましたが、商店街ににぎわいを創出するためには既存事業者や新規参入者が店舗を改修する場合、思い切った支援事業を導入すべきであります。新しい総合計画案で予定されている商店街店舗改修助成事業について、その対象業種、助成額と限度額などを現在検討されている事業の内容をお知らせください。もちろん改修施工業者は地元建設業者に限定し、新年度から実施されることを強く求める次第であります。

次に、質問の最後は、自治体病院広域化連携構想についてであります。さきの平野議員、小池議員と重複しない範囲でお尋ねいたします。

去る11月30日、土別市振興審議会から10カ年のまちづくりの指針となる総合計画の基本構想案と基本計画案が答申されました。盛り込まれた予定事業数は約280件、総事業費は約650億円となっており、この基本構想案が本定例会の最終日に議会に提案される予定であります。そこで、これらの施策を着実に推進し、実効性を持つためには、さまざまな社会情勢の変化を予測し、その基盤となる長期財政収支計画が樹立されているのかが論議する上で何よりも重要な柱であると私は考えるのであります。しかし、現在、本市の最大懸案事項であり、毎年雪だるま方式で膨れ上がっている市立病院の累積不良債務の解消手法が棚上げされたままで、何ら触れられていないのは極めて疑問であります。道の病院再編を促す自治体病院等広域化連携構想の素案を受けて、過日、上川北部地域保健医療福祉推進協議会が設置されました。しかし、本市の不良債務を解消する即効薬はそう簡単には期待できないものと予測するのであります。この管内の責任者である上川支庁長が今後この協議会に積極的に出席し、精力的な議論を展開し、早期にまとめ上げる一翼を担うべきであると私は考えます。ぜひ出席要請を行ってください。

そこで、18年度末8億2,000万円の累積不良債務は、19年度決算推計で、昨日の答弁では前年並みの約5億円が発生するとのこととあります。このまま推移すると20年度決算では、累積債務が限りなく20億円に近づくのではないかと危惧するのであります。病院の開設者である土別市がどうこの債務を解消していくのか。市の財政健全化を図る上で不可欠であり、真剣に議論を展開する必要があるのではないのでしょうか。

そこで、第1に、第5次病院事業経営健全化措置の継続要請についてお伺いいたします。

この財政措置は、国の指定を受けた場合、計画に基づく不良債務解消額のうち3分の2を限度として一般会計が繰り出し、その2分の1を特別交付税で措置しているもので、20年度で終了することとなっております。私は同様の支援措置の継続を講じることを要望すべきであると存じます。その場合、道の再編計画で中核病院の指定が外れ、規模縮小、サブ区域病院が予測される本市も支援該当病院になるよう道と連携し、国に粘り強く働きかける必要があるのではないのでしょうか。見解を求めます。

最後に、目的基金の創設について提唱いたします。

平成5年度から9年度の病院経営健全化におきましては、不良債務を一般会計が負担し、加えて地域医療を確立するため毎年2億円を繰り入れしてきました。しかし、現状は国が地方公営企業法による限度額を超える基準外繰り入れは認めない状況であります。新年度に公立病院改革プランの策定が求められておりますが、本市では、本年度から4カ年間の予定で毎年平均5%の人件費の独自削減措置を講じております。職員に理事者や議員も加え、4年間総額で削減額は15億6,000万円と試算されております。病院職員につきましては、年間1億5,000万円を人件費削減分として19年度決算から毎年自動的に経費節減に充当され、その節減額は4年間で3億円に達します。しかし、その他職員の削減分は何に使われたのか、その用途が明らかでないであります。理事者、議員、そして病院を除くすべての職員の削減額は、年間2億4,000万円、4年間で9億6,000万円に達します。この際、市民の命を守る市立病院経営健全化資金、つまり目的基金として創設し、積み立てることを私は提唱する次第であります。

毎年の予算策定上、歳入不足分に充てられる財政調整基金を決算時に一部執行してでも、4年間の時限立法である人件費削減分は目的基金として積み立てるべきであると考えます。この手法を採用しても単年度ごとの歳入歳出総額は何ら変わらないのであります。そして、議会と相談し、必要に応じ不良債務の解消に繰り出し充当する方策を検討すべきではないでしょうか。削減した給与の用途を市民にも明確にする必要があると存じます。みずからの給与削減分は市民の命と暮らしを守る地域医療に充てられている、そのことによって市民と情報を共有し、職員の意識醸成にも結びつくものと確信いたす次第であります。

以上、市長の前向きな答弁を期待し、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時37分休憩）

（午後1時30分再開）

副議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

田苺子市長。

市長（田苺子進君）（登壇） 牧野議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から地域の活性化施策について御答弁申し上げ、新年度予算の編成方針、そして自治体病院の広域化連携構想につきましては、本庁担当副市長から、並びに総務部長から御答弁を申し上げます。

まず、仮称「市民住まいセンター」の設立と支援策についてお尋ねがございました。本市における地元企業の住宅建設につきましては、近年その減少が著しく、このことによる地元企業や地域経済、雇用、更には市民生活に及ぼす影響を熟慮いたしますと、この問題をこのまま放置しておけないものと憂慮いたしているところでもございます。このため特に迅速なアフター

サービスや地域との信頼関係、更には技能士による優秀な技術など、地元ならではの優位性を十分生かした取り組みを早急に推進をし、今後、地域経済にも大きく影響を及ぼす住宅建設の発注を関係者とともに地元に振り向けていくことが喫緊の課題と受けとめております。

そこで、牧野議員から平成19年3月の予算審査特別委員会、更にはただいま御提言がありました市民の住宅建設等の相談窓口としての地元の企業、団体等による仮称「市民住まいセンター」の設置につきましては、まさにこの問題の対処を図っていく上での手法の1つとしては、効果の見込める取り組みではないかと考えるものであります。

このようなことから、市といたしましてもこの取り組みの必要性を強く認識し、実施が可能とならないものが、現在、商工会議所等と協議を進めているところであります。

今後におきましては、この取り組みについて合意が得られた時点では、その仕組みづくりとして相談窓口を常設とするのか、臨時的な開設とするのか、またその開設場所をどこに置くのか、更にはこの相談は建築、塗装、板金、住宅設備など、業種が多岐にわたることが想定されますことから、相談者である建築士等のアドバイザーの体制整備についても具体的な協議が必要となってまいります。更に、お話しにございましたようにシックハウス対策及び高齢者の介護住宅修理事業等とのかかわりもありますことから、庁内の横断的な連携をとって、これらの全体的な推進体制が整った段階におきましては全面的な支援をすることとし、その対応に努めてまいりたいと思います。

次に、商店街店舗改修助成事業の創設についてのお尋ねがございました。

中心市街地は長い歴史の中で文化、伝統をはぐくみ、各種の機能を培ってきたまちの顔でもあります。しかし、近年、道内の多くのまちで過疎化の進行によるまちの衰退や都市化の進展による郊外への市街地拡大などにより、中心市街地の衰退、空洞化が大きな課題となってきております。まちのコミュニティや経済活動の中心となってきた商店街においても規制緩和の流れの中で、郊外への大型店の立地などによって厳しい状況に置かれております。このため、牧野議員のお話しのように、国におきましてもまちづくり3法など新たな法的枠組みやまちづくりに取り組む市町村の支援策を打ち出しているところでもあります。

本市におきましても、こうした中心市街地の空洞化の対応策として消費者の購買意欲を促すため、大売出しへの支援を初め、ふれあいプラザや共同駐車場確保等のソフト事業の推進、更にハード面におきましても生涯学習センター「いぶき」並びにあすなる交流館「ぷらっと」を中心市街地に建設し、新たなにぎわいの動線づくりに努めてきたところでもございます。そこで、現在新たな助成事業として計画をいたしております商店街店舗改修助成事業についてのお尋ねであります。本市の商店街を見据えたとき、消費人口の増大が見込まれないこととあわせて、更に近隣への大型店などの進出なども予定されていることから、これまでも増して厳しい経営環境下になることが見込まれます。こうしたことから、市民への商品等の安定供給と交流余暇活動の場の提供など、地域コミュニティの中核的役割を担う商店街の購買力強化やにぎわい創出は、本市中心市街地活性化の上で喫緊の課題となっております。

こうした状況を踏まえて、市といたしましても現在検討いたしておりますこの独自施策を新たに追加することによって、1つには消費の域外の流出防止、2つにはにぎわいの創出づくりなどに連動していくものと大いに期待をいたしているところであります。この事業内容の素案につきましては、まず助成対象業種は商店街に属する卸小売業、飲食店、サービス業で対象経費は店舗の改修費及び設備費、投資額は50万円以上で助成率は30%以内とし、商工業者は地域限定を考え、限度額は100万円を計画いたしておりますが、これらの詳細な基準、要件等につきましては、決定いたしておりませんので、今後土別市商工業振興審議会での審議とあわせて土別市中小企業振興条例の改正も生じてまいりますことから、鋭意この対応に当たってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁にかえさせていただきます。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君）（登壇） 答弁が順序と前後いたしますけれども、私からまず自治体病院広域化連携構想に関する御答弁を申し上げ、次に新年度予算編成方針にかかわっての新しい健診制度の対応について御答弁をさせていただきます。

まず、自治体病院広域化連携構想についてでございますが、新たな土別市総合計画の基盤となる長期財政収支計画の中で、なぜ病院の不良債務解消策が盛り込まれていないのかというお話がございました。病院の広域化や連携の方向性につきましては、昨日も御答弁を申し上げておりますが、広域化や連携といったことにつきましては、まずは相手があるということがございます。そういった面からいきますと、早急に方向性を見出すということは現実的には難しい面もございまして、これらの方向性が見えない現段階で病院の不良債務の解消について、長期財政計画に計上することについては困難があったということで御理解をいただきたいと存じます。

今日まで、病院会計の収支不足につきましては、一般会計からの繰り出しで対応してきたことは御存じのとおりでありますけれども、病院経営を取り巻く環境はもとより、一般会計の財政状況も当時とは大きく違うわけで、広域化や連携あるいは単独での再編をした場合にどのようなことになるのかという見通しの上で対応を検討しなければならないものと考えます。これらを十分検討し、新たな病院経営計画が作成された後には、長期財政収支計画に反映させるとともに、20年度からスタートする土別市総合計画では、現在3年ごとのローリング方式によって実施計画を見直すことといたしておりますので、財政状況に応じた事業の調整、更に必要に応じまして財政健全化計画の見直しを進めてまいりたいと存じます。

そこで、御質問の中に上川北部の医推協の中に上川支庁長の参加をという話がございました。過半行われました医推協につきましては、上川支庁長は出席しておりませんが、北海道本庁の方から担当者が来て、今日の連携構想に係る素案についての具体的な説明があったということでございます。更には、9月21日に医療対策協議会が行われた際に、市長の方から、9月21日の段階である素案がおよそまとまったという段階でありますけれども、この素案に対し

て知事から熱いメッセージを送っていただきたい、そうすることによってこれらの素案にかかわって検討を加えていく自治体間の話の進め方という形に対しては交渉がしやすいという環境をつくっていただきたい。そういう面では北海道の素案として策定したわけでありますから、熱いメッセージを送ってもらいたいというお話を強く市長の方から医療対策協議会の中で申し上げてきたところでございます。来週の18日にこの素案のパブリックコメントも終わりましたので、正式な決定となる医療対策協議会が行われることとなりますから、その段階では改めて北海道知事の方から、そういった今の現状の医療に対する危機的な状況を地域全体で考えて、北海道も一緒になって頑張っていくというメッセージを発信していただけるものではないか。当然、名寄保健所が医推協の事務局という形になりますけれども、その中には、名寄保健所ということになりますと上川支庁長というのは最終的には所管の担当の責任者になるわけでありますから、そういった時々においては、当然そういう場面が出てくるものというふうに考えているところでございます。

次に、第5次病院事業経営健全化措置の継続要請についてのお尋ねがございました。

お尋ねの第5次健全化措置は、経営が悪化している自治体病院の不良債務の計画的解消を目的として、不良債務が医業収益の1割以上かつ医業収支比率がおおむね90%の病院が対象となり、経営健全化計画を策定の上、都道府県から経営健全化団体の指定を受けているものでございます。この指定を受けた病院は、自助努力で不良債務の3分の1を解消し、残りの3分の2については一般会計からの繰り入れを認め、このうち2分の1が特別交付税で支援されるものでありますけれども、この措置は平成14年に指定を受けた病院が該当になりまして、現段階では20年度において終了されることになっております。本市の場合、当時としては収支不足を一般会計から繰り入れをし、累積不良債務が少なかったということもありまして、対象団体とはならなかったという経緯がございます。しかしながら、近年の医療制度改革、更には医師不足等から来る自治体病院の経営環境は大きくさま変わりをし、多くの自治体が不良債務を抱え、このこと自体が自治体そのものの行財政運営に影を落とし、新たな自治体財政再建化法と相まって財政再生団体予備軍が多発するのではないかと危惧をされております。

こうした状況下において、国においては病院会計の健全化に向けてようやく動き出したところであり、本市においても予断を許さない状況にありますので、今後の病院経営の健全化を進める際には、こうした国の制度の活用も十分視野に入れなければならないものと考えております。

現在、北海道並びに市長会等で第5次病院事業経営健全化措置と同様の不良債務解消支援策等を国に要望いたしておりますが、現行制度での基準では、医業収支比率の面で現在の各自治体の病院経営環境からすると相当厳しい基準となっておりますので、制度の存続要望とあわせて基準の緩和などについて北海道、更には市長会等とも連携しながら強く要請してまいりたいと存じます。

次に、市立病院経営健全化資金の創設についての御提言も含めたお尋ねがございました。

本市の厳しい財政状況は議員も御承知のとおりであります。最大の行政改革と言われる市町村合併に取り組んだ後においても、この間の地方交付税の減額は予想を上回る結果となり、病院収支への対応を見込まない中で18年度からの5年間に於いて約23億円と多額の収支不足が見込まれたところでございます。

そこで、この解決策として現在の財政健全化計画を策定し、財政状況を職員にも説明する中で、職員給与の独自削減に至ったわけでありまして、19年度末の財政調整基金残高は約6億7,000万円と推計をいたしておりますが、このたび作成した土別市総合計画における財政収支推計では、20年度から財政健全化計画の最終年度である22年度までは毎年収支不足が見込まれ、その間に約1億6,000万円の財政調整基金を繰り入れなければならない見込みもございまして、22年度末残高はおおよそ5億1,000万と推計をいたしているところでございます。お話しのように病院以外の職員給与の独自削減分を年間2億4,000万といたしますと、給与の削減期間である22年までの3カ年間、市立病院経営健全化基金を創設して積み立てをするとなりますと、約7億2,000万円が必要になるわけでありまして、ただいま申し上げました財政調整基金6億7,000万円で対応すると、一般会計そのものが収支不足になる見込みにあるわけでございます。更に、国の歳出改革は緩まる傾向にはなく、地方交付税も非常に不透明な状況にある中で、一定の住民サービスを維持していくためには、やはり財政調整基金による財政収支の調整は必要不可欠であり、一定の額を保有していかなければならないものと考えております。一般会計そのものが財政調整基金の繰り入れに頼らなければならない財政構造の中で、職員給与の削減分を病院経営健全化基金という形で積むことについては、なかなか難しい課題があるのではないかとこのように考えております。ただ、病院経営の方向性が決定した後は、一定程度の一般会計での負担といったものも想定されますし、その際、現在ある基金での対応も視野に入れなければならないものと考えておりますので、現在の基金残高を極力確保できるよう一般会計や他の特別会計の健全化にも更に努めてまいりたいと考えております。

当然、そういう形になりますと、財政健全化計画の見直しということにつながってまいりますので、その際には議員の御提言のありましたようなことも含めて、本当にどういう形で一般会計が病院会計の不良債務解消に向けて対応していけるのか、十分議会とも今後協議を進めながら対応に当たってまいりたいと存じますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、新年度予算編成の中につきまして新しい健診制度への対応についてのお尋ねがございました。

初めに、国保加入者の健診実施状況についてのお尋ねでございますけれども、平成18年度における国保被保険者の健診対象者数は1万105人で、そのうち基本健康診査や人間ドック等の健診を受けられた方は1,663人となっておりますので、受診率は16.5%、また平成20年度から実施される特定健康診査は40歳から74歳までの方が対象で、平成18年度の健診実施状況について申し上げますと、対象者は5,751人に対し1,392人が受診されており、受診率は24.2%でございます。国が示している特定健診の目標率は、5年後の平成24年度においては65%となっております。

りまして、この目標を達成するには3,738人受診する必要がありますので、現在より2,346人増加させなければなりません。

次に、特定健診等実施計画策定の進捗状況についてでございますけれども、この計画は特定健康審査等基本指針に基づきまして、各医療保険者の規模、加入者の年齢構成、地域的条件など保険者の特性を踏まえて策定するものでありまして、現在、素案の作成まで終了いたしているところでございます。今後、明年1月の策定を目標に今作業を進めているところでございます。

次に、国保担当と保健福祉センター、更には病院との連携についてのお話ございました。

各担当者の連携につきましては、医療保険者となる市民部国保担当、特定保健指導に当たる保健福祉センター、更に朝日総合支所保健福祉課、そして健診機関である市立病院が昨年11月から協議を始めました。本年度におきましては9回ほど協議をいたしているところであり、国や道及び国保連合会からの情報を共有しながら、具体的な健診項目、実施方法、また健診期間の選定、更に特定保健指導につきましても、効果的な指導方法等についてお互いに密接な連携を図る中でそれぞれ決定いたしてきているところであります。

次に、新年度に採用を予定しております保健師の配置についてのお尋ねでございます。新たな健診制度の施行に伴い、国保の特定保健指導業務が増加し、加えて各種がん検診や骨粗しょう症検診などの保健指導と関連することから、一体的な保健指導を実施するため保健師1名を増員し、保健福祉センターに現在は配置をすることといたしております。

次に、国保以外の医療保険者と協議して特定健診及び特定保健指導業務を市が委託契約により受託し、業務を一元化できないかとのお尋ねでございます。

まず、国保以外の他の医療保険者の保健指導が、保健指導業務等に対する対応についてであります。市に対しまして照会や関係機関からの情報がなく、委託を希望する業務量や必要な経費負担などについては、現在、一切不明な状況でございます。そこで、先般、紋別市で開催されました道北6市による民生福祉主幹部長会議で、仮に国保以外の医療保険者から健診並びに保健指導等の依頼があった場合、各市で受託が可能かどうかとの情報交換をいたしましたけれども、結論としては本市も含めまして各市とも保健指導に当たる人員体制の整備等から、受託は困難との判断に立っているところでございます。

牧野議員のお話しにありましたように各医療保険者の業務を受託し、一括管理をして、市民の健康指導を行い、健康管理を実施することは望ましい姿であることは申し上げることもないことであります。しかしながら、現状では、まず市が保険者であります国保の健診及び保健指導の業務が円滑に実施できる体制の強化が急務でありまして、そのために前段申し上げました保健師の1名増員を行うこととしたものであります。道北各市におきましても今般、保健師の増員を計画しておりますが、本市同様の体制の整備でありますし、現状では各市とも国保の保険者としての責任を果たすための体制整備を図ることが精いっぱいというのが実情であると御理解願いたいと存じます。ただ、人員確保や費用負担の課題はありますものの、将来的にある

べき姿としては、市民の健康を守るのは、市民に一番身近な自治体が担うことが理想であることは議員のお話のとおりでございます。

次に、健康データの一本化した管理と健康手帳についてのお尋ねでございます。

健診データは制度上、健診等の実施主体であります各医療保険者が管理することとなっておりますので、保健福祉センターがすべての健診データの提供を受けて管理することは、先ほども申し上げましたけれども、人員体制や個人情報保護などの課題もありますことから難しい状況でございます。

また、健康手帳につきましては、これまでも基本健康審査や各種がん検診を受診されたときなどに配布をいたし、健診データや健診結果を記入し、健康管理に活用しているところでもございます。更に保健指導を効果的に実施するために、毎年の健診データ等を保存することができ、また市民みずからが主体的に健康管理を実施していくために必要な学習用の資料を保存できるような健康手帳を作成し、保健指導の対象者に今後配布することを検討いたしております。

今後におきましても健診の対象となる方が毎年健診を受け、必要に応じた保健指導により、運動や食事などの生活習慣を見直し、生活習慣病の予防はもとより、健康の保持増進を図ることが肝要でありますので、健康相談や健康教育などあらゆる機会を通じて新たな特定健診、特定保健指導について市民に周知をしまいたいと考えております。

以上申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） 私から、新年度予算編成方針の中の行財政改革及び主要な公共投資についてお答え申し上げます。

まず、行財政改革にかかわって職員からの提言制度を一層活発化し、市政にも生かすためにも職場を横断するまちづくり討論会を定期的開催すべきとの御提言がございました。申し上げるまでもなく、今日の分権型社会に対応した行財政運営の自主自立化を図るという本来の合併の目的を達成するためにも、目標としている財政効果を早期に確実に創出し、より一層の財政の安定化を図ることが求められており、常に発想の転換と創意工夫等に努めながら施策や事務事業の見直しとあわせ徹底した経費の節減を図り、市民の方々からの要望と信頼にこたえられるよう行財政の改革を行う必要があることから、昨年5月に具体的改革を推進するための行財政改革実施計画を策定したものでございます。この計画策定に当たっては、職員からの1人1提案、職場からの1課1事務改善提案を全庁的に求め、職員個人または共同による提案が85件、職場から40件の125件の提案があったところでございます。

これらの提案事項を各職場を横断する職員で構成いたします組織、研修、事業市民及び財政の4部会、総勢32名からなる行財政改革推進会議において、より実効性のある改革を推進するため、具体的な項目の設定と実施の時期や最終目標を明確にした実施プログラムとするよう各部会において協議検討を重ね、全体として65項目、このほかに個別のプログラムを合わせて142件に整理いたし、その後の政策会議や市民の代表者からなる行財政改革懇談会の審議を経

て、実施計画に反映してきたところでございます。

この計画は、平成22年度までの5カ年計画を前期集中改革プランとして、毎年度進捗状況の検討、項目の追加や見直しなど具体の検証を加えるなど、全庁的に改革を推進していく中心組織として、さきに申し上げた行財政改革推進会議を続けており、改革目標の着実な達成に向けて、徹底した進行管理を行うことといたしておりますことから、この推進会議を有効に活用しながら今後更なる職員提言制度の充実と職場における業務改善などに当たっての職員間の意思の疎通を図ってまいりたいと考えております。

また、議員から御提言のありましたまちづくり討論会についてであります。まちづくりの推進に当たっての職員の参画につきましては、このたびの総合計画策定にかかわって申し上げますと、主幹職以下の若手職員50人を3部会、6班体制で組織した総合計画策定本部ワーキングチームにおいて、これまでの事業の検証とともに、今後10年間におけるまちづくりの施策について、職員個々から自由闊達な意見を徴したところであり、更には青年会議所、朝日商工会青年部とともに40歳以下の若手市職員30人が「夢・未来まちづくりミーティング・アンダー40」に参加する中で、元気な地域づくりや今後のまちづくりについて率直な意見交換を行ったところでありまして、今後においても市民との協働を念頭に、さまざまな手法を用いながらまちづくりに対する職員の参加を求めてまいりたいと存じます。

議員のお話しのとおりこの計画に掲げた改革目標を確実に実行するためには、職員一人一人が市民との協働の理念を持って活力ある地域社会の構築に貢献するとともに、高い行政サービスを提供していくためにも、個々の職員がより専門性を高め、広い視野と市民感覚を持って、その持てる能力を最大限に発揮することが必要でありますことから、昨年7月に策定した職員人材育成基本方針に基づき、今後とも一層の職場の活性化と職員の意識改革に取り組んでまいり所存でございます。

また、各公共施設の運営形態を含めた大胆な事務事業の見直し、再構築を図るべきこととありますが、行革大綱実施計画及び財政健全化計画を踏まえ、遠山議員の御質問にお答えいたしましたとおり、今年度中に外部委託推進に関する指針を策定いたすものでありまして、これをもとに各公共施設の運営方法も含め検討を図るとともに、事務事業などにつきましても引き続き不要不急なものにあっては、これを見直していく考えで今後とも対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、20年度予算で予定している主な投資事業についてであります。

御承知のように平成20年度は、今定例会最終日に提案予定の土別市総合計画のスタートの年でありまして、主な投資事業につきましては、財政健全化計画との整合性を考慮しつつ、事務事業実施年度などを調整して策定したところであります。最終的には、全事業を集約の後に地方交付税の状況などを踏まえ、予算編成段階で決定してまいりたいと存じますが、現段階で予定している主な事業を申し上げますと、計画的に実施している公営住宅整備では、20年度からの2カ年事業で北部団地E棟の建設に着手するとともに、朝日もみじ団地の大規模改修を継続

して実施する予定のほか、道路街路事業では新規事業で大和橋整備事業を予定し、市道路盤改良事業にあつては計画的に実施するとともに、東広通り街路、朝日上士別南1号線道路、不動公園連絡路の整備について、来年度の完成を目指して実施する予定であります。

その他の事業では、新たに農畜産物加工体験交流工房整備、サイクリングターミナル改修などの事業着手を目指すとともに、美土里ハイツの増床にあつては、来年度法人での事業実施に向け現在北海道と協議を行っているところであり、公共下水道改善事業や東山浄水場の改修事業についても計画的に順次実施してまいりたいと存じます。

その結果、投資事業費ベース並びに発注額ベースでも19年度を上回るものと考えてございます。

また、国の事業については明らかではありませんけれども、北海道の事業につきましても、道路関係では大型事業である土別滝ノ上線シェルター補修工事などが完了することから、工事量は減少する見込みにあるようでありますけれども、河川関係では剣淵川改修で新たな工事を予算要求しているとお聞きいたしており、総額では本年度と同程度の事業費が確保されるのではないかと考えております。

以上申し上げて答弁いたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時04分散会）